

# 障害福祉サービス利用の流れについて

## サービスを利用したい（新規申請）

### 1 相談できます

足利市障がい者基幹相談支援センターや足利市・障がい福祉課にて相談できます。希望や生活状況の確認を踏まえて、適当なサービスを一緒に検討します。サービス内容や利用手続き方法、指定特定相談支援事業所（以下、プラン作成事業所※）の役割などを説明します。

※プラン作成の相談を中心に行う事業所です。足利市障がい者基幹相談支援センターは、生活全般の相談に対応します。



pixta.jp - 3217895

### 2 施設を選びます

足利市障がい者基幹相談支援センターで見学の調整をしたり一緒に見学したりできます。

### 3 申請をします

足利市障がい者基幹相談支援センターで申請の代行ができます。継続の申請の場合は利用している施設へ。

### 4 プランを作る事業所を選びます

※介護保険利用者の場合は、ケアプランにサービスを含めたものを計画とみなします。

プラン作成事業所を一覧表から選んで、選んだ事業所に「プラン作成の申請書※」を渡す。

※「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」、「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」の2枚

### 5 プランを作る事業所と契約します

契約後、サービス等利用計画の作成のために、ご本人（ご家族）の了解のもと、足利市障がい者基幹相談支援センターおよび足利市・障がい福祉担当からプラン作成事業所の担当者に、今までお聞きした希望や生活状況等について情報提供させていただきます。

事前情報を基に、プラン作成事業所からサービスの希望や生活状況等の聞き取りがあります。

### 6 調査をうけます

足利市の調査員による訪問での調査を受けます。訓練等給付の場合は調査のみ。介護等給付の場合は、調査と意見書を基に区分認定審査会にて区分判定があります。意見書は市から直接かかりつけの病院に依頼します。

プラン作成事業所の担当者が、本人と事業者とサービス等利用計画案を検討し足利市に提出します。

### 7 「受給者証」発行されます

足利市がプラン作成事業所から出されたプランをもとに内容と量を決定し「受給者証」を発行。

プラン作成事業所の担当者が、「サービス担当者会議」を開催します。本人、（家族）、利用する施設や足利市障がい者基幹相談支援センター等を招集して計画案の再確認をし、できた計画を市に提出します。



### 8 施設と契約し利用となります

施設と契約し、プランおよび施設ごとの計画をもとにサービスの利用が始まります。

プラン作成事業所の担当者が、利用状況を確認（モニタリング）して、本人（家族）、市・利用事業所に報告します。

※1：手続きの流れは、相談される方の状況やサービスの種類で矢印通りではない場合があります。

※2：足利市障がい者基幹相談支援センターにご相談された場合、プラン作成事業所、利用施設と連携させていただきます。

【お問い合わせ】足利市障がい者基幹相談支援センター：44-0307 (FAX 44-0318) / 足利市・障がい福祉課：20-2134 (FAX 21-5404)